

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和4年度)

第2清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	2020.12	2176.20	2074.28	2020.36	2137.92	2001.52	2122.48	2054.80	2152.46	1753.50	3458.92	3218.36
残滓搬出量	130	350	270	190	301	220	310	230	310	250	330	429

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	12	31	30	5	—	—	31	20	—	—	26	17
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	907	909	910	908	—	—	918	916	—	—	914	911
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	171	174	176	176	—	—	176	175	—	—	174	174
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	3	3	3	3	—	—	2	2	—	—	2	2
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	3	—	—	12	31	16	—	1	28	22	8	31
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	905	—	—	904	904	900	—	899	908	908	906	906
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	173	—	—	178	178	178	—	175	176	175	173	174
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	2	—	—	2	2	1	—	0	3	3	2	2
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	—	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

○注:BFとはバグフィルタの略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均再燃室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ)

項目 / 焼却炉			1号炉			2号炉				測定実施回数
試料採取位置			煙突出口			煙突出口				ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 4回/年
試料採取月日			5月13日	10月21日	2月22日	4月1日	8月5日	12月7日	2月22日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月3日	11月11日	3月15日	4月22日	9月9日	12月27日	3月15日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			6月17日	11月25日	—	4月28日	9月14日	—	—	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果 (酸素濃度12%換算値)							適用法令
ばいじん	0.15	g/m <sup>3</sup>	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m <sup>3</sup> /h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	10 未満	10 未満	8 未満	10 未満	10 未満	10 未満	9 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	20	19	24	42	49	49	27	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m <sup>3</sup>	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	18.88	mg/m <sup>3</sup>	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m <sup>3</sup>	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.000028	0.000038	—	0.000031	0.000021	—	—	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。